

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容及び成果に関する目標を達成するための措置

① 学士課程における教育の成果に関する具体的措置

- 学習到達度を保証するための教育の3方針に貫かれた体系的な教育課程を踏まえ、基盤教育と専門教育の整合性も含め、教育プログラム・シラバスの見直しを行う。
- 基盤教育としての日本語表現のスキルアップを図るための初年次教育を、新入生セミナーから独立させて実施することを検討する。
- 基盤教育における全学実施体制の確立及び基盤教育内容の充実を図る。
- 4年一貫キャリア教育の推進を図るため、全学のキャリア教育関連科目の見直しと「見える化」を進める。
- カリキュラム・ポリシー及びカリキュラム・マップにおけるディプロマ・ポリシーとの整合性を点検し、開講科目や教科内容の見直しを進める。
- 専門教育におけるカリキュラム・マップを用いた学生個々人の学習教育目標達成度の「見える化」について、平成25年度から試行するための準備を行う。
- 専門教育における学習進度や学習教育目標達成度の数値化と「見える化」について、平成25年度から全学的に試行するための準備を行う。
- 修得した能力に応じた進路選択を支援する実践的キャリア教育の充実・強化を図る。

② 学士課程のアドミッション・ポリシーに関する具体的措置

- 高校教員・高校生等の意見を聴取し、平成22年度及び23年度の改善効果を検証するとともに、分かりやすく見直したアドミッション・ポリシーを公表する。
- 新たな入試科目に対応するよう見直したアドミッション・ポリシーを公表する。
- 平成23年度に実施した学生へのリメディアル教育に関するアンケート結果を調査分析し、リメディアル教育への必要性について具体的に把握する。
- 推薦入学者を中心とした入学前学習支援、基盤教育とも連携した入学後の基礎学習も含め、必要に応じたリメディアル教育を充実する。

③ 学士課程の教育課程に関する具体的措置

- 基盤教育における「宇大スタンダード」と各教科の到達目標の整合性を図る。
- 平成23年度からの新基盤教育の実施状況を点検し、その改善と充実に向けた検討を行う。
- 基盤教育センターと各学部が連携し、英語教育プログラムの効果的な実施に努める。
- 基盤教育の開講科目について、学生の履修状況により見直しを行い、必要に応じて改善する。
- 基盤教育と専門教育の連携を推進し、専門導入科目の質の向上を図るための点検を行う。
- 昨年度作成した、4年間を見通したカリキュラム・ツリーを点検するとともにカリキュラム・マップ（到達目標の確認マトリックス）の内容をさらに充実する。
- 学生に体系的な科目履修を促すため、平成25年度からのコースナンバリング制の導入に向けた作業を行う。
- 学生の要望や社会情勢を踏まえ、副次的教育プログラムの具体的分野や科目群を検討する。
- 副次的教育プログラムの修了に必要な要件などの具体的検討を行う。

④ 学士課程の教育方法に関する具体的措置

- 昨年度作成した、4年間を見通したカリキュラム・ツリーを点検するとともにカリキュラム・マップ（到達目標の確認マトリックス）の整合性を確認し、必要に応じて教科の内容の改善・変更を行う。
- 基盤教育及び専門教育におけるカリキュラム・ツリーやカリキュラム・マップについて、教育改善内容に対応させた改訂を行う。
- 平成23年度に実施した学生へのリメディアル教育に関するアンケート結果を調査分析し、リメディアル教育への必要性について具体的に把握する。
- 推薦入学者を中心とした入学前学習支援、基盤教育とも連携した入学後の基礎学習も含め、必要に応じたリメディアル教育を充実する。
- 基盤教育英語プログラムにおいて、コミュニケーションで実践的な英語教育を継続して実施するとともに、技術英語など専門英語の教育について全学的に検討する。
- 留学生・国際交流センター及び学内の留学経験を有する教員との連携により、留学相談体制を整備するとともに、引き続き学生による留学体験報告会やガイダンスなどの機会を充実させ、留学に対する学生の自発的意識を高め、学生交流を推進する。
- 学生の主体的国際連携教育活動（国際連携実習、シンポジウムなど）を積極的に支援し、主体的企画、実施を指導する。

- インターンシップを拡充するため、地域の経済団体等との協力及び教職員の交流を強化するとともに企業訪問を積極的に行い、企業等の受入先のさらなる充実を図る。
  - 全学共通のキャリア創造科目等の授業において、企業人等実務経験者をゲストスピーカーに招く他、グループワーク、演習、インタビュー等の多様な手法を工夫した授業を展開し、必要に応じて見直しを行う。
  - 学生による環境改善学生サポーターECHO と連携し「宇都宮大学で環境を学ぶには」の冊子を充実させるとともに、副次的教育プログラムとしての実施に向け具体的に検討を行う。
- ⑤ 学士課程の成績評価に関する具体的措置
- 各学部等の責任のもと、シラバスにおける各教科の達成目標と成績評価基準の見直しを行い、必要に応じて改善する。
  - 成績評価基準に従った成績評価が実施されているかを確認するとともに、必要に応じて改善する。
  - 定期試験の解答例公開や答案返却の実施状況を踏まえ、全学的な対応を推進する。
  - 成績評価の厳格化・透明化を図るため、科目ごとの評点分布を学部・学科等で共有し、その結果を全学的に検討する。
  - カリキュラム・マップと各教科の GP (Grade Point) を結びつけた学習教育目標の達成度数値化と「見える化」により、ディプロマ・ポリシーに対応した総合達成度評価の具体化を推進する。
- ⑥ 大学院課程における教育の成果に関する具体的措置
- 各研究科で3方針の策定を行うとともに、教育プログラム・シラバスを作成する。
  - 各研究科で入学から修了までの各学期の位置づけを定めたロードマップの点検を行う。
  - 学生が主体的に実施する国際シンポジウムプロジェクトなどを引き続き支援するとともに、学生の実践的な応用力や創造性の育成が培われているか、点検・見直しを行う。
- ⑦ 大学院課程のアドミッション・ポリシーに関する具体的措置
- 全研究科での秋入学を含め、多様な学生の受験が可能となる選抜方式や実施方法などについてさらに検討する。
  - 長期履修制度の利用状況を把握し、学生の実態に合わせてより効果的に利用できるような改善策を検討する。
  - 英語の学力評価における TOEIC や TOEFL の利用を検討する。
  - 英文ホームページの充実を図り、アドミッション・ポリシーを志願者にとってよりわかりやすいものとなるように改善する。
  - 留学生に大学院教育の内容の「見える化」を図るため、内容紹介も含め開講科目の英文ホームページを充実する。
- ⑧ 大学院課程の教育課程に関する具体的措置
- 博士前期課程の各専攻においてディプロマ・ポリシーを策定し、入学から修了までのロードマップを点検するとともに、カリキュラム・マップの作成に着手する。
  - 国際学研究科、工学研究科においては、博士後期課程のロードマップを試作する。
  - リテラシー科目と専門科目の分類について引き続き検討してカリキュラム体系に位置づけ、グローバル人材育成の観点も含め、その内容とシラバスを充実する。
  - 各専攻における資格・免許取得プログラムの充実を図る。
  - これまで実施してきた複数教員指導体制を点検し、より実質的なりサーチワーク体制を検討する。
- ⑨ 大学院課程の教育方法に関する具体的措置
- 引き続き、PBL 教育の位置づけを明確にし、先行する工学研究科の例を参考にしながら PBL 教育の具体的な実施案を作成する。
  - 学部長裁量経費による大学院生対象の研究活動助成制度を継続し、学生の修学（研究）を奨励・促進する。
  - 学生の専門と興味に即したインターンシップ受け入れ企業のさらなる開拓と、事前指導の改善を行う。
  - 大学院生の短・長期の留学を経済的に支援するシステムを導入する。
  - 学生が主体的に実施する国際シンポジウムなどの国際連携教育活動を引き続き支援する。
  - ダブル・ディグリー・プログラム拡大の可能性を検討するとともに、海外の卓越した大学での研究活動経験を助成するシステムの実質化を図る。
- ⑩ 大学院課程の成績評価に関する具体的措置
- シラバスにおける成績評価基準をディプロマ・ポリシーに基づき点検し、シラバスの充実を図る。
  - 各専攻で論文審査における具体的判断基準を作成し、全学で試行的に実施する。

- ポイント制等による活動内容の評価について、先行する研究科の例を参考に各専攻等で具体案を作成する。
- ⑪ 教育方法の改善に関する具体的措置
  - 点検・評価委員会と連携し、教育の内部質保証システムの全学的運用を試行する。
  - 全学・学部による企画型FD活動を引き続き継続し、内部質保証の確立に向けた公開による教育改善報告会・情報交換会を実施する。
  - 教員相互授業参観について、平成22年度及び23年度の実施結果と反省点を踏まえ、実施方法の検討改善を行う。
  - 学科横断FD研究講演会等を開催し、教員の教育改善に関する意見交換及び情報交換を行う。
- (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
  - ① 教職員等の配置に関する具体的措置
    - 可能な学科等プログラム単位から、専門の基礎的科目を他学部・他学科の学生向けに開放するとともに点検・見直しを行う。
    - 引き続き、出産・育児・介護等の期間中における代替教員の確保や業務負担減について学部・学科として支援する。
  - ② 教育環境の整備に関する具体的措置
    - 実践的教育の水準を確保するため、キャンパスマスタープランに基づき、実験・実技・実習のための施設設備・備品等について定期的な点検・整備を行う。
    - キャンパスマスタープランに基づき、引き続き学生共用スペースを確保する。
    - 学生共用スペースに配置されている備品等について、順次更新する。
    - 学生後援会と連携した課外活動団体への経済的支援とともに、峰が丘地域貢献ファンド事業を活用し、学生の自主的なプロジェクトを支援する。
  - ③ 教育の質の改善のためのシステムに関する具体的措置
    - 基盤教育に関して、基盤教育センターを中心とした教育改善活動について、点検を行う。
    - 教育研究評議会と教育企画会議が策定した改善計画に基づき教育改善を行うとともに、学生や学外委員による評価・提案を次年度の計画に反映させて、一層の教育改善を推進する。
    - 教育プログラムの持続的な質の改善を図るべく、内部質保証の確立に向けた公開による教育改善報告会・情報交換会を実施する。
  - ④ 内外の高等教育機関との連携に関する具体的措置
    - 近隣の大学等との連携をICTによる教育の活性化も含め充実させるとともに、遠隔講義による情報通信技術についてのカリキュラムを見直してより効果的な実施方法を検討する。
    - 近隣の大学や地域の経済団体等と連携し、効果的なキャリア教育・留学生支援を行う。
    - 全国共同利用拠点として認定された附属農場の整備をさらに進めるとともに、附属演習林に関しても全国共同利用拠点化に努める。
    - 引き続き学術国際委員会の下、協定校等との学生交流を充実させる方策を推進する。
    - ダブル・ディグリー・プログラム拡大の可能性を検討するとともに、海外の卓越した大学での研究活動経験を助成するシステムの実質化を図る。
    - 協定校との学生交流を充実させ学生の国際力を高めるとともに、協定校等との新たなダブル・ディグリー・プログラムの可能性を検討する。
- (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置
  - 学生による留学生のためのアカデミックチューターを育成し、留学生の勉学を支援する。
  - 昨年度実施したリメディアル教育に関するアンケート結果を調査分析し、学習支援の可能性を検討する。
  - 生協学生委員会 C.C.S. の学生と連携し、新入生への「なんでも相談室」の充実を図る。
  - 学生共用スペースに配置されている備品等について、順次更新する。
  - 構内での無線LAN環境を、学生密度の高い場所から引き続き整備する。
  - 引き続き、教務情報データベースの骨格を再構築する。
  - 学生の視点に立った学生ポータルサイトを完成させ、継続的に改善を図る。
  - 全学で検討した学習ポートフォリオの導入を推進する。
  - 成績表手渡し時に、指導教員からアドバイスを行うとともに、必要に応じて個別相談を促す。
  - 学生の自主的な地域貢献プロジェクト、キャリア形成を育むための学生支援プロジェクト等について、地域と連携し活動経費を含め積極的に支援し、学生の学習意欲と自主性を高める。
  - キャリア形成を育むための学生支援プロジェクトについて、効果的に活用されているかを検証し、必要に応じて見直しを行う。
  - 学生の就活応援団（JUST）による学生目線での就職支援体制について点検し、見直しを行う。
  - 日常的な大学生活のケアを充実するため、学年指導教員等による面談体制や対人関係への留意事項に関し、平成22年度に作成した「学生サポートについてのガイドライン」、平成23年度作成の「教職員のための学生指導マニュアル」をもとに、さらに相談・支援を実施する。

- ハラスメントの対処方法等について、引き続きハラスメント防止委員会と連携した研修を行うとともに点検・見直しを行う。
- 大学生生活の日常的ケアを充実するため、指導教員等による面談体制や対人関係への留意事項について、継続的な点検・見直しを行う。
- 平成23年度に行った授業料免除等の経済的支援方法の点検・見直しに基づき、具体的な方法を検討する。
- 生活に関するガイダンスやチューター等により、留学生のニーズに応じた情報の提供を行う。
- 留学生の支援のため、留学生・国際交流センターが中心となり留学生や指導教員との意見交換を行う。
- キャリアカフェやキャリア相談室、UU キャリア Navi の活用をさらに推進するとともに、授業、キャリアフェスティバル、合同企業説明会、各種ガイダンス及びセミナー等の活動を充実させるとともに、産学官の連携を強化し、キャリア教育及び就職の支援を行う。
- 地域の高等教育機関や経済団体と協働して設立したキャリア形成支援推進協議会との連携を強化し、学生支援の充実を図る。
- 最終学年生及び未内定者の就職支援対策を充実する。
- 外国人留学生及び既卒者に対する就職支援について、現状を把握し必要に応じて見直しを行う。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

#### ① 目指すべき研究の水準等に関する目標の具体的措置

- 研究推進サイクルの持続的循環の形成に向けて、新領域・融合領域等においてダイナミックな研究活動を展開することが期待できる研究組織への支援の重点化を図る。
- 新領域・融合領域等においてダイナミックな研究活動を展開することが期待できる研究組織への支援の重点化を図ることにより、研究水準の向上に向けて支援するとともに、若手研究支援プロジェクトを実施する。
- オプティクス教育研究センターの研究スタッフの一層の拡充を図るとともに、実践的な光学教育を推進する。
- 光融合技術イノベーションセンターの共同研究プロジェクトを推進するとともに、関連する外部資金の獲得に向けた支援体制を充実する。

#### ② 成果の社会への還元に関する目標の具体的措置

- 産業界のニーズを踏まえた地域共生研究開発センターのホームページの更新、研究シーズ集の改訂を行うとともに、産学官金の連携によるニーズプル型のコーディネート活動を展開する。
- 平成22年度及び23年度に地域連携協議会等で把握した地域課題について、自治体と連携し解決に取り組むとともに、引き続き各学部とも地域ニーズや課題の把握とそれに対する適切な提言・解決等への協力を充実させる。
- 各学部・センターの研究成果や実施事業についてホームページに迅速に掲載するとともに、プレスリリースやUUnow等の広報媒体、UUプラザでの展示等の場を活用し、積極的に広く社会に公開する。

#### ③ 研究の水準・成果の検証に関する具体的措置

- 基盤的研究の検証の指標案に基づく検証の試行を実施し、実施結果を踏まえ必要な項目の追加等を行う。
- 学内・学外の各種データを総合して「研究ポテンシャルマップ（仮称）」を作成し、各研究分野での影響力や産業界・地域社会のニーズへの対応等の観点から、本学研究者の研究ポテンシャルを「見える化」する。

### (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 部局長研究戦略経費及び研究力向上支援制度（大型研究支援）の効果について検証するとともに、検証結果を踏まえた制度改善を図る。
- 若手研究支援プロジェクトにより、研究活動実績及び外部資金応募実績等を踏まえた支援を行う。
- 学内予算における間接経費配分方法を見直し、外部資金を獲得しやすい環境を整える。
- キャンパスマスタープランに基づき、研究スペース等を確保する。

## 3 その他の目標を達成するための措置

### (1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- UUプラザを通じた地域への大学諸活動情報の発信や地域が抱える課題解決への貢献等の取組をより充実させるため、学生やステークホルダーに向けてUUプラザの活用方法を積極的にアピールする。
- 地域自治体が抱える課題を集約し、課題別に専門分野の教員が指導助言を行う取組である「地域別懇談会」を継続実施するとともに、教育委員会やアグリ支援機構を通じた地域連携事業も推進する。

- とちぎ光産業振興協議会等との緊密な連携により、地域の産業界に貢献する。
- 産学官連携サテライトオフィス事業委員会との連携により、技術相談等の活動を行う。
- 栃木県教育委員会とも連携しつつ、高大連携やSPP（サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト）事業等を実施し地域の教育力の向上にさらに貢献する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- ダブル・ディグリー・プログラム拡大の可能性を検討するとともに、海外の卓越した大学での研究活動経験を助成するシステムの実質化を図る。
- 教職員、学生の教育研究交流を活発化するため、協定校を中心に国際的な共同研究の展開とシンポジウムの開催を図る。
- 海外の同窓生ネットワークの整備に向けて、帰国後の学生と連携を強めるための方策を検討し、在校生・卒業生が連携できる場の提供を試行する。
- 地域の国際理解・課題解決に協力する留学生を含めた学生ボランティア活動を支援し、地域等との国際交流を促進する。

(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

[記載事項なし]

(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- 附属学校と教育学部及び教育学研究科の連携のあり方について、組織面から全面的に見直す。
- 附属学校の連携・一貫教育の研究組織である各「系」の研究や大学と連携した共同研究の推進のために共同研究体制を組織し、実践する。
- 実務家教員との協働により「教育実践推進室」及び「教育実践運営委員会」との連携を深め、教員養成の充実を図る。
- 附属学校園としての先進的・先導的な役割を果たし、公立学校のニーズに応えるため、平成23年度に実施した校内研修をもとに、公開研究会の成果を公表するとともに、研修体制や公開研究発表会の改善充実を図る。
- これまでの実績を踏まえて今年度の計画を作成し、栃木県教育委員会及び各市町教育委員会との連携のもと、公立学校や教育委員会等の各種研修等において、積極的に指導的役割を果たし、地域の教育力向上に資する。
- 特別に支援を要する子どもの課題解決に向けて、「四附属特別支援教育推進委員会」を中心とした附属学校園間の連携を図り、子どもたちの教育の充実を目的として昨年度立案した共同研究を実践する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- 教育の質保証と社会のニーズを踏まえた大規模な教育研究組織の見直しに向けた検討を進める。
- 社会のニーズや人材需給見通しの動向を踏まえ、入学定員の見直しとともに、大規模な教育研究組織等の見直しの検討を進める。
- 役員、部局長のガバナンスの在り方について、検討結果を広く構成員に周知する。
- 学内委員会等の整理と運営の見直しを継続して進める。
- 国立大学法人法の趣旨を踏まえた審議事項とし、より効果的な会議の運営に努める。
- 経営協議会の外部委員にとって意見が出しやすく、かつ十分な審議ができる運営に努め、外部委員の意見を経営に反映する。
- 学長から構成員への直接的な情報発信方法など、教職員が一丸となって組織運営ができる情報発信を行う。
- 役員と構成員・学生とのコミュニケーションの場について、さらに効果的な仕組を導入する。
- 柔軟で多様な人事制度をさらに導入する。
- 職員の仕事と子育ての両立を支援する環境を整備する。
- 研修内容を不断に見直し、特に専門性の向上を目指し、より効果的に実施する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 業務分掌を見直し、より一層の効率化・合理化を図る。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 研究マネジメントの専門人材である「リサーチ・アドミニストレーター」（URA）の配置に向け、必要な学内体制の整備を行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減を達成するための措置

○政府の国家公務員の改革状況を踏まえ、引き続き総人件費削減に努める。

(2) 人件費以外の経費の削減を達成するための措置

- 人件費以外の経費削減について、学内や他大学等の削減方策を参考に、当初計画した削減計画の見直しを実施する。
- 管理的経費の削減状況について分かりやすい資料を作成し、構成員及び地域社会に周知する。
- 一般管理費予算額を前年度比1%減額する。
- 施設設備の維持保全業務等の外部委託について、その有効性、費用対効果等を検討し、実施可能なものについて計画を策定する。
- 複数大学による共同調達を検討する。
- 随意契約の縮減及び複数年度契約についてさらに進める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 余裕資金の運用に当たっては、国債等の金利状況等金融情勢を継続的に注視し、その安全性及び安定性を確保しつつ、より効果的・効率的な運用を行う。
- 大学施設の利用促進を図るため、引き続き地方公共団体や地域に協力を依頼するとともに、貸出し施設や利用手順について分かりやすい広報を行う。
- キャンパスマスタープランに基づき、施設の有効活用に努める。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 平成23年度に新たに構築した全学的自己点検・評価システムの運用に努めるとともに、役員評価、外部評価、監事監査評価を反映させた円滑なPDCAサイクルの実現をさらに推進する。
- 経営協議会、外部評価、監事監査や内部監査の指摘事項については、引き続き点検・評価システムに基づき可能なものから改善するとともに、その結果を速やかに公表する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- 「学校教育法施行規則」等の改正による大学情報の公開内容に当初計画していた「宇都宮大学情報データベース」（仮称）の内容が包摂されていることに鑑み、今後はその情報の適切な更新に努める。
- ホームページのリニューアルの目的である利便性やアクセシビリティの向上、アクチュアルで多様な情報提供に資するための活動を的確に実行していく。
- 引き続き大学の「見える化」を推進するため、地域やステークホルダーごとのニーズの把握及び学内シーズの把握・共有・発信を地域連携に関する諸会議やホームページを通して適切に行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 引き続き、施設設備に係る維持保全状況を踏まえ、一定の学内財源を確保し、順次整備を行う。
- キャンパスマスタープランに位置づけた施設マネジメントを実施するとともに、見直しや改善を進める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 学生及び職員のより一層の安全を確保する観点から、危機管理体制を明確にし、防災対策及び化学物質管理方法等について整備する。
- 衛生管理者等による施設設備の巡視を継続して実施するとともに、構成員の安全をより一層確保するため、安全衛生マネジメントシステムを活用してリスクの低減化を図る。

3 情報セキュリティに関する目標を達成するための措置

- ISO27001規格の考え方に沿ったリスク分析及び対策基準等の見直しを基に、情報セキュリティマネジメントの適正な運用を推進するとともに事業継続性の改善を図る。

4 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- 体系的コンプライアンス体制を確立し、大学構成員への啓発活動を行う。

VI 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画  
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1 5億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○財産を譲渡する計画

24年度計画なし

IX 剰余金の使途

○決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・整備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
<ul style="list-style-type: none"> <li>・（附特）校舎改修</li> <li>・総合研究棟改修（農学系）</li> <li>・総合研究棟改修（工学系）</li> <li>・小規模改修</li> </ul>	総額 1, 4 5 0	施設整備費補助金 （1, 4 1 8） 国立大学財務・ 経営センター施設費交付金（3 2）

（注）金額については見込みであり，中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

2 人事に関する計画

○柔軟で多様な人事制度を更に導入する。

○職員の仕事と子育ての両立を支援する環境を整備する。

○研修内容を不断に見直し，特に専門性の向上を目指し，より効果的に実施する。

（参考1）平成24年度の常勤職員数 6 2 7人

外数として任期付職員数の見込みを3 4人とする。（現員）

（参考2）平成24年度の人件費総額見込み6, 2 4 5百万円（退職手当は除く）

3 中期目標期間を超える債務負担

（長期借入金）

学生寮整備事業

単位：百万円

区 分	年 度	H 2 4
学生寮(雷鳴寮)整備事業長期借入金償還金		4

（別紙）

○予算（人件費の見積もりを含む。），収支計画及び資金計画

（別表）

○学部の学科，研究科の専攻等の名称と学生収容定員，附属学校の収容定員・学級数

4 積立金の使途

○前中期目標期間繰越積立金については，教育，研究に係る業務及びその附帯業務に係る事業の財源に充てる。

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成24年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	5, 7 5 9
施設整備費補助金	1, 4 1 8
補助金収入	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	3 2
自己収入	3, 2 7 8
授業料, 入学金及び検定料収入	3, 0 2 7
財産処分収入	0
雑収入	2 5 1
産学連携等研究費収入及び寄附金収入等	6 1 5
計	1 1, 1 0 2
支出	
業務費	9, 0 3 3
教育研究経費	9, 0 3 3
施設整備費	1, 4 5 0
補助金等	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	6 1 5
長期借入金償還金	4
計	1 1, 1 0 2

[人件費の見積り]

期間中総額 6, 2 4 5 百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち, 総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 5, 1 4 1 百万円)

注) 退職手当については, 国立大学法人宇都宮大学職員退職手当規程に基づいて支給することとするが, 運営費交付金として措置される額については, 各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。



## 2. 収支計画

## 平成24年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	10,286
経常費用	10,286
業務費	9,275
教育研究経費	1,912
受託研究費等	330
役員人件費	93
教員人件費	5,055
職員人件費	1,885
一般管理費	563
財務費用	1
雑損	0
減価償却費	447
臨時損失	0
収入の部	10,286
経常収益	10,286
運営費交付金	5,693
授業料収益	2,686
入学金収益	416
検定料収益	80
受託研究費等収益	408
補助金等収益	0
施設費収益	197
寄附金等収益	187
財務収益	2
雑益	249
資産見返運営費交付金等戻入	219
資産見返寄附金戻入	88
資産見返物品受贈額戻入	2
資産見返補助金戻入	59
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩	0
総利益	0

3. 資金計画

平成24年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	12,643
業務活動による支出	9,509
投資活動による支出	1,721
財務活動による支出	5
次年度への繰越金	1,408
資金収入	12,643
業務活動による収入	9,795
運営費交付金による収入	5,759
授業料及び入学金検定料による収入	3,027
受託研究等収入	402
補助金等収入	0
寄附金収入	213
その他の収入	394
投資活動による収入	1,462
施設費による収入	1,450
その他の収入	12
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	1,386

(別表) 学部の学科, 研究科の専攻等

国際学部	国際社会学科	210人 (うち3年次編入学10人)	
	国際文化学科	210人 (うち3年次編入学10人)	
教育学部	学校教育教員養成課程	600人 (うち教員養成600人)	
	総合人間形成課程	240人	
工学部	機械システム工学科	316人	他に3年次編入学60人
	電気電子工学科	316人	
	応用化学科	332人	
	建設学科	280人	
	情報工学科	296人	
農学部	生物生産科学科	420人	他に3年次編入学40人
	農業環境工学科	140人	
	農業経済学科	160人	
	森林科学科	140人	
国際学研究科	国際社会研究専攻	20人 (博士前期課程 20人)	
	国際文化研究専攻	20人 (博士前期課程 20人)	
	国際交流研究専攻	20人 (博士前期課程 20人)	
	国際学研究専攻	9人 (博士後期課程 9人)	
教育学研究科	学校教育専攻	16人 (修士課程 16人)	
	特別支援教育専攻	10人 (修士課程 10人)	
	カリキュラム開発専攻	14人 (修士課程 14人)	
	教科教育専攻	100人 (修士課程 100人)	
工学研究科	機械知能工学専攻	56人 (博士前期課程 56人)	
	電気電子システム工学専攻	56人 (博士前期課程 56人)	
	物質環境化学専攻	58人 (博士前期課程 58人)	
	地球環境デザイン学専攻	50人 (博士前期課程 50人)	
	情報システム科学専攻	58人 (博士前期課程 58人)	
	学際先端システム学専攻	116人 (博士前期課程 116人)	
	システム創成工学専攻	90人 (博士後期課程 90人)	
農学研究科	生物生産科学専攻	82人 (修士課程 82人)	
	農業環境工学専攻	24人 (修士課程 24人)	
	農業経済学専攻	16人 (修士課程 16人)	
	森林科学専攻	20人 (修士課程 20人)	
附属幼稚園	160人	学級数	5
附属小学校	705人	学級数	18
附属中学校	480人	学級数	12
附属特別支援学校	60人	学級数	9